

釜石市立鵜住居小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月1日制定
平成30年2月22日改定
平成31年1月16日改定
釜石市立鵜住居小学校

1 いじめ防止基本方針の策定（目的）

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を傷つけ、人権を著しく侵害し、心身の健全な育成と人格の形成に重大な影響を与える、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このことに鑑み、本校ではいじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置などいじめの防止等に対する基本方針を定め、全ての教育活動を通していじめの防止等にあたることを目的とし、策定するものである。

2 いじめ防止についての基本的な考え方（方針）

いじめ防止については、以下のことを基本に取り組むものであること。

- (1) 自分が人に言われたり、されたりして嫌なことは、人に言ったり、したりしないことを守るべき生活のルールとして定着させる。
- (2) いじめは、「しない・させない・許さない」を合言葉に、いじめをしないことのみならず、いじめを見て見ぬふりをしない態度を養う。
- (3) 日常生活で、「ありがとう」という感謝の言葉を大切にし、温かな人間関係づくりを構築する。
- (4) いじめの未然防止に力を入れるとともに、いじめの早期発見に努め、発見した際には、速やかに解決に向けた対応を行う。

3 いじめ等の防止のための指導体制（組織）

いじめ等の防止については、生徒指導委員会（運営委員会に学年主任を加える）を中心として、全教職員の共通理解のもとで取り組むこととする。目的構成員等は次のとおりである。

(1) 目的

いじめの防止及びいじめ問題に速やかに、組織的に対応するとことを目的として設置すること。

(2) 構成員

校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 教育相談担当
その他関係職員で構成する。

このほか、必要に応じてスクールカウンセラーや専門家（児童福祉司など）、及び関係者（PTA代表、教育委員会関係者など）を加えるものとする。

(3) 役割

- ① 本校におけるいじめ防止等の全体計画に関すること
- ② 本校におけるいじめ防止等の対策に関すること
- ③ いじめの有無の確認に関すること
- ④ いじめ問題の解決に関すること
- ⑤ その他いじめに関すること

(4) 開催について

各学期に開催する他、いじめが発見された場合及びいじめが疑われる場合や保護者からの訴えもしくは相談等が合った場合、また教職員が認知した場合に開催する。

4 いじめの防止（未然防止）のための取組について

いじめの防止（未然防止）のために、生徒指導の目標でもある、一人一人の個性が尊重され、生き生きと喜びを持って学校生活を送ることができるような学校づくりを基本とし、いじめが生まれにくい学校風土を創りだすよう、以下のことに取り組む。

(1) わかる授業づくり

学力に対する不安や授業がわからないことなどによる学校不適応問題が、学習規律の乱れや学校で暮らす他者への冷やかしやからかいなどを生じさせ、いじめを生む土壌になると考

える。児童一人一人が達成感や成就感がもてるような生徒指導の3機能を活かしたわかる授業の実践に努める。

(2) 児童の居場所づくり

児童にとって学校生活が安心、安全なものになるよう生徒指導の3機能を活かした教育活動の推進に努める。特に、児童一人一人の居場所づくりに留意する。

(3) 伝え合う力（人間関係を築く力）の育成

授業では、自分の思いや考えをしっかりと表現するとともに、他者の思いや考えを聞き、認め合う場を大切にする。また、お互いが尊重し合い、温かな人間関係の育成が図られるようその土台となるコミュニケーションスキル（聞く力、話す力など）の伸長を図る。

(4) 道徳教育及び体験活動の充実

豊かな情操を養い、道徳心を培い、互いに尊重し合うことがいじめの防止（未然防止）につながると考える。道徳教育の一層の推進による道徳心の育成と読書や音楽朝会、優れた音楽や芸術の鑑賞などを通して豊かな心を育む。また、学習発表会やクリーン作戦、社会科見学など地域や職場見学学習などによる地域の方々との交流を通して、社会性を養い、将来への夢や希望を持たせ、いじめの防止につなげる。

(5) 児童が主体的に行ういじめの未然防止に係わる活動への支援、及び啓発活動の推進

児童会が主体的に取り組むいじめの防止活動を積極的に支援するとともに、学級懇談会や校報、学級通信などによる啓発活動を行い、児童、保護者、地域に対し、いじめの防止を認識してもらう取組を推進する。

(6) インターネットや携帯電話などに係わるいじめに対する対策

インターネットや携帯電話などの利用に関する実態把握に努め、教科や道徳及び児童への講話など情報モラル教育を行う。また、保護者等を対象にした啓発活動を行い家庭と協力していじめ防止へ向けた取組を推進する。

(7) 学校として特に配慮が必要な児童に係わるいじめに対する対策

下記の児童については「特に配慮が必要な児童」として、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめ防止に努める。

① 発達障害を含む、障害のある児童

個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び必要な支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

性同一性障害や性的指向・性自認について正しく理解し、学校として必要な対応について周知を図り、当該児童への支援や周囲の児童に対する必要な指導を行う。

④ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故、その他の災害等により避難している児童

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら当該児童への支援や周囲の児童に対する必要な指導を行う。

5 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見については、小さな変化に気付かず見過ごしたり、気付いたいじめを見逃したりしないようにすること、教職員で情報を共有し、速やかに対応をすることを基本とし、以下のこと取り組む。

(1) 児童の発するサインを見逃さない取組

- ① 担任による朝の会の健康観察や、遅刻・欠席状況、連絡帳及び日常の観察などから児童 体調や行動の変化を見逃さないようにする。
- ② 授業中や休み時間など学校生活で気になること（冷やかし、からかい、目くばせ、仲間 はずれ、悪ふざけ等）がないか、担任はよく観察するとともに、子どもからの訴え等にも 常に耳を傾けるようにする。
- ③ 児童理解についての会議や職員会議等において生徒指導に係わる情報交換を密に行い、 早期発見に努める。

(2) 児童理解を図る生徒指導情報交換会の活用

学級、学年で起きている生徒指導上の課題を全教職員で共通理解するため生徒指導情報交 換会を設け、児童理解を一層深めるとともに、いじめの早期発見に努める。また、全教職員 で生徒指導上の課題が解決できるよう当該児童や当該学級の支援に当たる。

(3) アンケート調査によるいじめ等の把握

いじめの早期発見のために、学期に1回アンケート調査を実施する。

(4) 教育相談の実施による早期発見、早期対応

担任の他、養護教諭やスクールカウンセラーなどによる全児童を対象にした教育相談を行 う。気にかかるような情報は速やかに共通理解を図り、早期に対応策を講ずるようにする。

(5) 相談箱の設置

児童が直接、教職員へ相談したい、あるいは相談できない（しにくい）ような場合を考慮 し、校内に相談箱を設置する。

6 いじめに対する対応

(1) 教職員は、いじめやいじめと疑われる行為を発見または本人及び家族から相談を受けた場 合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、いじめに関する報告があった場合は、生徒指導委員会を開催し、いじめの有無 の確認のための対応を行う。

(3) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会が中心となって、問題の解決に取り組 む。

(4) 校長は、必要があると認めるときには、いじめを行った児童等について、いじめを受けた 児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめられた児童等が安心して教 育を受けるために必要な措置を講ずる。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署など関係機 関と連携して対処し、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき は、直ちに警察に通報し、援助を求める。

(6) いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき などは、以下のとおり対応する。

① 教育委員会へ事態発生について報告する。

② 教育委員会の助言、指導のもと学校が主体となって調査を行う場合は、調査組織を設置 し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事態の事実関係等その他の必要な 情報を適切に提供する。

④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置を講ずる。

⑤ 教育委員会等が主体となって調査を行う場合には、資料の提出など調査に協力する。

(7) いじめが「解消している」状態は少なくとも次の要件を満たしていることとする。ただし、下記の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断 するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。

いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。ただし、被害 の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、 いじめ対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 保護者との連携、協力について

- (1) 保護者がいじめが疑われる場合など気になる様子がある場合は、学校に速やかに連絡するように周知する。
- (2) いじめの疑いやいじめがあった場合には、事実関係を把握したのち、速やかに関係する児童の保護者に連絡し、情報を共有しながら解決に向けた対応を行う。
- (3) いじめがあった場合においては、児童のよりよい成長発達を図るうえから、保護者と連絡を密にして、協力して問題の解決に当たる。

8 地域、関係機関との連携

学校は、あらゆる機会を捉えて地域の方々に、いじめを含め児童の様子で気になることがあった場合、その情報提供をお願いする

学校は、いじめを把握した場合は、教育委員会に速やかに報告する。また、必要に応じて専門機関や関係機関の協力を得ながらその解決を図る

9 校内研修について

いじめの防止（未然防止）への適切な対応を図る事を目的とし、いじめの防止（未然防止）等に関する校内での研修を実施する。

10 「いじめ防止基本方針」の評価について

- (1) 学校評価において、いじめに関する評価項目を位置付ける。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、常に児童の側に立ち、適切かどうかを点検し、必要に応じ見直す。